

上尾市建築物耐震改修促進計画〔令和8年度～令和12年度〕概要版

計画の目的等

目 的	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とします。
位置付け	本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、国が示す「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」と「埼玉県建築物耐震改修促進計画〔令和8年度～令和12年度〕」を勘案して策定します。
想定する地震の規模・被害の状況	市域に大きな影響を及ぼす地震は、関東平野北西縁断層帯地震（破断開始点：南）による地震と考えられ、市域で最大震度7のゆれが予測され、物的被害は全壊4575戸、最も被害量の大きい冬5時のケースで、人的被害は351人の死者、2399人の負傷者が予測されます。
計画対象区域と計画期間	本計画の対象区域は市内全域です。計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて計画の改定を行います。

住宅・建築物の耐震化の現状

耐震化の現状(令和7年度)						
1. 住宅						
耐震化率の算出においては、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に算出しています。平成20年から令和5年の調査結果を基に推計した令和7年度末の住宅の耐震化率は93.2%です。						
	旧耐震基準の住宅（～S56.5）			新耐震基準 (S56.6～)	計	耐震化率 (%)
		耐震性が 不十分	耐震性 あり			
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成25年10月1日	24,974	9,367	15,607	62,576	87,550	89.30%
令和30年10月1日	23,786	9,027	14,759	67,504	91,290	90.11%
令和5年10月1日	21,721	7,625	14,096	76,129	97,850	92.21%
令和8年3月31日	20,492	6,818	13,674	80,057	100,549	93.22%
2. 民間特定建築物						
○多数の者が利用する民間特定建築物(耐震改修促進法第14条第1号)						
・令和7年3月時点では、592棟存在します。耐震化率は95.3%です。						
・そのうち耐震性が不十分および不明の民間特定建築物棟数は28棟となっています。						
○緊急輸送道路閉塞建築物（耐震改修促進法第14条第3号）						
・令和8年1月時点で、42棟存在します。その内、耐震性が不十分および不明の建築物は、37棟です。						
・国道16号と国道17号は、耐震診断義務化路線として指定されています。						
耐震診断義務化路線沿道にある通行障害建築物（要安全計画記載建築物）の棟数は4棟で、その内、耐震性が不十分および不明の建築物は、2棟となっています。						
3. 市有建築物(延べ面積200㎡以上の建築物)						
・令和8年1月時点で、175棟あり、そのうち耐震性のある建築物棟数は174棟です。						
・「耐震性が不十分」の建築物は1棟ですが、「耐震性が不十分」の建築物については、現在使用されておりません。						

耐震化の目標

○県計画との整合を図り、令和12年度において達成すべき建築物の耐震化率として設定します。

区分	当初 (平成19年)	現計画の目標 (令和7年度)	改定後の目標 (令和12年度)	実績 (令和7年度)
住宅	80%	95%	95%	93%
民間特定建築物	73%	概ね解消	概ね解消	95%
要安全計画記載建築物	－	概ね解消	概ね解消	50%(未耐震2棟)
市有建築物	46%	100%	100%	100%

建築物の耐震化の促進に関する施策

基本的な考え方と取り組み方針	住宅、建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者（以下「建築物所有者」という。）によって行われることを基本とします。 ○建築物の耐震改修や除却の促進 ○建築関係団体や自主防災組織、庁内関係部署との連携による効果的な取り組みの推進
耐震化を促進するための環境整備	市の広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し、耐震診断や耐震改修の必要性や市の支援制度等の周知を行い、普及・啓発活動を促進します。 ○耐震相談窓口の充実 ○耐震改修促進税制の周知
耐震化の促進を図るための施策	1. 住宅の耐震化への取り組みを重点的に促進します。 (1)木造住宅の耐震化支援制度 ① 無料簡易耐震診断制度 ② 耐震診断補助制度・耐震改修工事補助制度 (2)分譲マンション等の耐震化支援制度 ○ 分譲マンション耐震診断補助制度 2. 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化を促進します。 ○ 緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断補助制度
総合的な安全対策への取り組み	地震による人的被害や財産等の被害を低減するため、下記の安全対策を住宅や建築物の耐震化とあわせて推進します。 (1)家具類の転倒・落下・移動防止対策等 ○家具転倒防止器具等設置補助制度 (2)ブロック塀の倒壊防止対策 ○危険ブロック塀撤去築造補助制度 (3)避難路沿道建築物の耐震化状況マップの活用 (4)落下物防止対策 ① 外壁等の落下物対策 ② 屋外広告物の対策 ③ 天井の崩落対策 (5)エレベーター・エスカレーターの耐震対策 (6)地震保険の加入促進
計画の推進体制	(1)広域的な連携体制 埼玉県、県内市町村及び建築関係団体は、下記の協議会等を通じ、情報の共有や各種イベントの開催及び災害発生時の体制づくりを進めています。また、施策を展開する際には、国や県の補助制度などを有効に活用するとともに協力要請、要望を実施していきます。 ○ 彩の国既存建築物地震対策協議会 ○ 緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会